

唐土之府志通志の例を併考て、記事の遺漏寡からんことを欲す、

一 舊本文字眞字を用ゆ、今假字に換て讀易く且事誤ならんことを要す、

一 卷首に圖說、次に建置沿革、次に任國革表、次に山川、次に藝文を載て本編に至る。然に元來編志の料なれば、體例之整頓ならんことを欲せずして、記載の詳悉せんことを要す、故に沿革中に收入すへからざるべくして、因て採録せしこと多し、此類誣ること勿れ、

一 國史郡司は、年代の前後一見して知易きを便とす、故に圖を作て同時の官員を一紙に收め、階級を設て其職を分つ、

一 藝文は諸記中得る所、或は口碑に傳る所の詩歌の類を畧載す、必しも務て浩博を求めず、

一 當國儒學に於ては、林道春の朱學を講説し、荻生雙松の復古を唱へし類、又天文は澁川春海か本朝未開の曆法を興起し、數學は關孝和か天元一算の瀟奥を發揮せし類、吉川惟足か神學、北村季吟か歌學及醫卜に至る

まで、當國の文藝濟々として枚擧すへからずといへとも、是等の類は皆後學に譲て畧す、

一 文化中成書の諸郡は、通志の例 據て山川・神社・寺院以下若干の門部を分て考闕に便す、然に彼書は全省を通して府縣を首に出し、次に各縣有所の山川以下を分類して併記す、故に門を立ること體を得たりとす、今村別を以て例とするときは、門を立ること殊に其謂なし故に文政以後の編は專舊記の例に復して門を立ざるなり、

一 人物・忠臣・孝子・舊家・釋家の如き、舊本に其目なしといへとも、志の缺へからざる所今事歴を各所に畧載す。一 古文書・古器・書畫の類は、考證に備ふべきものなり、今搜索して得もの多し、是亦舊本採ざる所といへとも、捨るに忍ひす便に隨て收入す、其餘此類多し、一 一辨するに暇あらず。

一 金石文の類、文化中成編の數郡は、往々元祿以上のものを載す、爾後の諸郡古物は悉收め、寛永以後に至ては考據あるものを擇て是を採る、